

議案第106号

米原市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

米原市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

社会一般の情勢に適応した国家公務員の適正な給与を確保するための平成30年人事院勧告に伴い、本市においてもその趣旨を踏まえ、特別職の職員の平成30年12月期および平成31年度以後の期末手当の支給割合を改定するため、この案を提出するものである。

米原市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 米原市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の米原市特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の米原市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

米原市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表 第1条関係（平成30年12月1日から適用）（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(給与)</p> <p>第2条</p> <p>1・2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条</p> <p>1・2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>・特別職の職員の平成30年12月期の期末手当の支給割合を1.775月分に引き上げることに伴う改正</p>

米原市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表 第2条関係（平成31年4月1日から施行）（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(給与)</p> <p>第2条</p> <p>1・2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条</p> <p>1・2 略</p> <p>3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>4・5 略</p>	<p>・特別職の職員の平成31年度以後の期末手当の支給割合を6月期は引き上げ、12月期は引き下げて、ともに1.675月分とすることに伴う改正</p>